

**鳥取県告示第739号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、大栄町土地改良区が行う土地改良事業（大栄町土地改良区営土地改良事業大栄町土地改良区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更を平成21年12月1日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

平成21年12月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功